

市政担当記者 各位

環境局
港湾空港局
保健医療局

博多港アイランドシティ（ふ頭ゾーン）におけるヒアリの確認について

令和5年11月16日（木）に、環境省が毎年実施している定期的な調査において博多港アイランドシティ（ふ頭ゾーン）で採取されたアリのうち1個体が、専門家による同定の結果、外来生物法に基づく要緊急対処特定外来生物ヒアリであることが確認されましたので、お知らせします。

1 経緯

（1）発見の状況

- 11/16(木) 環境省が実施する外来生物侵入状況調査等業務による博多港周辺での調査において、調査事業者がアリ類をサンプリング。
- 11/22(水) 調査事業者が、サンプリングした個体を顕微鏡で検査し、ヒアリ1個体を確認。
- 11/25(土) 調査事業者による追加の現地調査において、コンテナヤード外側のフェンス沿いでヒアリの働きアリ約300個体が地面から出入りしていることを確認。確認場所周辺に殺虫餌(ベイト剤)を設置。

（2）健康被害の状況

現在のところ、健康被害に関する報告はありません。



今回確認されたヒアリ
(写真：環境省)

[今回ヒアリが確認された場所]

2 今後の対応

環境省と連携して調査を実施するとともに、ヒアリが発見された場合には、すみやかに防除していきます。

3 注意事項

ヒアリは攻撃性が強いいため、生きた個体を素手で触らないように注意してください。刺された場合、体質によってはアナフィラキシー・ショックを起こす可能性があります。

4 発見した場合

ヒアリと思われる個体を発見した場合は、下記までお知らせください。

環境省 ヒアリ相談ダイヤル 0570-046-110 (9:00~17:00)

<平日 8:45~17:30>

東区生活環境課 電話(092)645-1024 FAX(092)632-8999

博多区生活環境課 電話(092)419-1070 FAX(092)441-5603

中央区生活環境課 電話(092)718-1092 FAX(092)718-1079

南区生活環境課 電話(092)559-5101 FAX(092)561-5360

城南区生活環境課 電話(092)833-4087 FAX(092)822-4095

早良区生活環境課 電話(092)833-4343 FAX(092)841-6687

西区生活環境課 電話(092)895-7054 FAX(092)882-2137

5 本件の問い合わせ先

環境省自然環境局野生生物課 電話(03)5521-8344

【担当課】

○特定外来生物に関すること：環境局環境調整課 後藤

TEL：(092)733-5388 FAX：(092)733-5592

○港湾エリアでの対応に関すること：港湾空港局維持課 白土

TEL：(092)282-7142 FAX：(092)282-7776

○ヒアリによる健康被害に関すること：保健医療局生活衛生課 藤沢

TEL：(092)711-4272 FAX：(092)733-5588



環境省報道発表

令和5年11月29日（水）

博多港アイランドシティ（ふ頭ゾーン）における ヒアリの確認について

<福岡県、福岡市同時発表>

1. 令和5年11月16日（木）に、環境省が毎年実施している定期的な調査において福岡県博多港アイランドシティ（ふ頭ゾーン）で採取したアリのうち1個体が、専門家による同定の結果、要緊急対処特定外来生物ヒアリ（*Solenopsis invicta*）であることが確認されました。
2. これを受け、同年11月25日（土）に追加調査を行ったところヒアリ約300個体が確認されました。
3. 平成29年6月の国内初確認以降、これまでのヒアリの確認事例は令和5年11月29日（水）現在で、今回事例を含め18都道府県、計111事例です（今年度19事例目）。

<詳細は次ページ以降>

内容についての問合せ先
環境省自然環境局野生生物課
外来生物対策室

代 表：03-3581-3351

直 通：03-5521-8344

室 長：松本 英昭

室長補佐：藤田 道男

室長補佐：田中 里奈

九州地方環境事務所野生生物課

直 通：096-322-2413

課 長：大澤 隆文

専 門 官：上村 清彦

■ 経緯

11/16(木) 環境省が実施する外来生物侵入状況調査等業務による博多港周辺での調査において、調査事業者がアリ類をサンプリング。

11/22(水) 調査事業者が、サンプリングした個体を顕微鏡で検査し、ヒアリ1個体を確認。

11/25(土) 調査事業者による追加の現地調査において、コンテナヤード外側のフェンス沿いでアリの働きアリ約300個体が地面と出入りしていることを確認。確認場所周辺に殺虫餌(ベイト剤)を設置。

■ 今回確認されたヒアリについて

確認されたアリは、アリの働きアリ約300個体です。

■ 対応状況

引き続き、発見場所において目視やトラップによる調査及び防除を、福岡県等と協力して実施し、定着防止の取組を進めます。

なお、「ヒアリ類(要緊急対処特定外来生物)に係る対処指針を定める件(令和5年国土交通省・環境省告示第1号)」を踏まえ、九州地方環境事務所から福岡県等の関係機関に対して、改めて以下を依頼しています。

- ・ 今回アリの確認があったことから、当該発見場所及びその周辺の点検等を適宜実施すること。
- ・ ヒアリやアカカミアリを含むヒアリ類と疑わしいアリをコンテナや積荷で確認した場合は、密閉等により逸出を防ぎ、速やかに環境省に連絡すること。
- ・ ヒアリ類の疑いがある場合には、外来生物法に基づき、環境省からコンテナや積荷等の移動制限又は移動禁止の命令が出される場合があること及びヒアリ類と同定後には当該コンテナや積荷等の消毒又は廃棄の命令が出される場合があることに留意すること。
- ・ 今後、環境省等が実施する調査に協力すること。

■ 疑わしいアリの発見時の対応について

疑わしいアリを発見された方は、以下に留意するようお願いいたします。

<事業者の皆様へのお願い>

- コンテナ等の開封時等にヒアリやアカカミアリを含むヒアリ類と疑わしいアリを発見した場合、まずは刺激を避けつつ、コンテナ等のどの箇所にもどの程度の生きたアリがいるか等の状況を確認してください。
 - ① アリが少数しかおらず、密閉されたコンテナや積荷内等で逃げ出す恐れのない場合は、市販のスプレー式殺虫剤等でその場で駆除してください。その上で、環境省地方環境事務所等に速やかに連絡し、取扱いについて相談してください。
 - ② 多数の生きたアリの集団がいる(と予想される)場合は、コンテナ等の扉を閉めて、逃げ出さないよう静置してください。その上で、環境省地方環境事務所等に速やかに連絡し、取扱いについて相談してください。コンテナ等の外で確認された場合についても同様に連絡をお願いします。可能であれば、強粘着の布ガムテープ等でコンテナの目張りをするなど、アリが逃げ出さないように対応してください。

詳細については、令和5年6月に施行された「ヒアリ類に係る対処指針」及び「ヒアリの防除に関する基本的考え方 Ver. 4.0」のP.20～27を参照してください。なお、「ヒアリ類に係る対処指針」において対象事業者が視聴することになっている研修動画等については、以下のURLから御確認ください。

https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/04_business/index.html

https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/file/hiariboujo_Ver.4.0.pdf



<一般の皆様へのお願い>

- ヒアリの詳しい特徴や注意事項、見つけたときや刺されてしまった場合の対処方法などについては下記を参照してください。
「要緊急対処特定外来生物ヒアリに関する情報」
<http://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/hiari.html>
- ヒアリやアカカミアリを含むヒアリ類と疑わしいアリを発見した場合や、ヒアリの特徴等一般的な問合せ、健康被害の問合せ等については、「ヒアリ相談ダイヤル」を御利用ください。
 - ・ 受付日：土日祝を含む毎日(12/29～1/3は除く)
 - ・ 受付日時：午前9時から午後5時
 - ・ ヒアリ相談ダイヤル 0570-046-110(IP電話の場合 06-7634-7300)

チャットボット(自動会話プログラム)による情報提供や相談受付等も行っています。以下のURLから、24時間、365日御利用いただけます。

「アリーのヒアリ相談チャットボット」

http://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/05_contact/index.html



